

計推諮問第 1 号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安心安全な社会づくりを目指し、令和 4 年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成 6 年茨城県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

諮問理由

県は、平成30年11月に「茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」(計画期間：平成30年度～令和3年度)を策定し、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦している。

この間、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、医師不足への緊急対策や本社機能等の誘致による質の高い雇用の創出、儲かる農業の実現、自ら課題を発見し解決に向け行動できる人財の育成、県産品のブランド化・県有施設の磨き上げ等による本県の魅力の発信など、将来を見据えた県勢の発展と県民生活の質の向上に努めてきたところである。

しかしながら、未曾有の人口減少・超高齢化をはじめ、新たな感染症の拡大によるライフスタイルや価値観の大きな変化、気候変動に伴う災害の激甚化、国際情勢の変化による社会経済の競争環境の激化、デジタル技術の進歩による社会構造の大幅な変化など、時代は今、前例主義が通用しない、予測困難な非連続の時代を迎えている。

この激動といえる時代に対応し、困難な課題に立ち向かっていくためには、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を県庁全体で共有し、従来の常識や処方箋にとらわれず、新たな発想で失敗を恐れずに果敢に挑戦していくことで、自ら未来を切り拓いていかなければならない。

このような状況を踏まえ、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組んでいくため、令和4年度からの県政運営の基本方針となる次期総合計画の策定を求めるものである。